

# 情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和6年10月29日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月29日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社あけぼの交通 (法人番号: 8050002043472) 代表者 松崎 健一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県筑西市海老ヶ島1614-4 (本社営業所) 茨城県筑西市海老ヶ島1614-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 290日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和5年11月22日、令和5年12月14日及び令和6年2月5日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第19条の2)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 29点 当該事業者の累積点数 33点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)